



質問1

従業員を被保険者とし、保険金受取人をその従業員又はその家族とするいわゆる掛捨ての生命保険に加入し、その保険料を支払っていますが、必要経費になりますか。

回 答 満期保険金等のない定期保険の保険料は、必要経費になります。

事業主が、従業員を被保険者とする定期保険（満期保険金のないいわゆる掛捨ての保険をいいます）に加入し、その保険料を支払っている場合、その保険料は、保険金受取人がだれであるかの別により、次のとおり取り扱われます。

(1)保険金受取人が従業員やその家族の場合

事業主が支払う保険料は、福利厚生費として事業の必要経費になります。

(2)保険金受取人が事業主である場合

事業主が支払う保険料は、福利厚生費として事業の必要経費になりますが、必ずしも保険料を支払った年分に、その全額が必要経費になるというものではなく、例えば、7月に保険期間5年の定期保険に加入し保険料の全額を一時払いした場合には、

$$\text{最初の年は} \cdots \cdots \cdots (\text{支払った保険料}) \times \frac{6 \text{ ヶ月}}{60 \text{ ヶ月}} = \text{必要経費算入額}$$

$$\text{その後の年は} \cdots \cdots \cdots (\text{支払った保険料}) \times \frac{12 \text{ ヶ月}}{60 \text{ ヶ月}} = \text{必要経費算入額}$$

$$6 \text{ 年目の年は} \cdots \cdots \cdots (\text{支払った保険料}) \times \frac{6 \text{ ヶ月}}{60 \text{ ヶ月}} = \text{必要経費算入額}$$

というように、支払った保険料のうち、その年に対応する期間の分だけが、その年分の必要経費に算入できることになります。

質問2

私は、従業員を被保険者とする定期保険に加入していますが、この定期保険に事業専従者である妻も加入させようと考えています。この場合、妻に係る保険料は必要経費になりますか。

回 答 従業員と同一条件である場合には、事業専従者に係る保険料は必要経費になります。

事業主が従業員を被保険者とし、その従業員又はその家族を保険金受取人とする定期保険に加入し、その保険料を支払っている場合において、この保険契約と同じ条件で、事業専従者（又は青色事業専従者）を被保険者とし、保険金受取人をその事業専従者とする定期保険に加入し、その保険料を支払っているときには、その保険料などは、次のとおり取り扱われることになります。

(1)事業主が支払う保険料は、事業の必要経費に算入されます。

(2)事業主が支払い受けるその保険料についての剰余金や割戻金等は、その支払いを受けるべき年分の収入金額（雑収入）に算入されます。

なお、事業専従者を被保険者とする保険契約であっても、例えば、事業主が保険金受取人であるものあるいは事業専従者だけを被保険者とし又は他の従業員と異なる条件の保険契約の被保険者として加入し、その保険料を支払っている場合には、それは事業の遂行とは直接の関連のない「家事」の範囲に属する事柄と考えられますので、この場合の保険料は必要経費には算入できないことになります。（もっとも、その保険料は、事業主の生命保険料控除の対象となります）また、保険金、保険料に係る剰余金、割戻金なども事業の収入金額には算入されないことになります。